

令和2年度 第2期 福岡県宿泊施設受入対応強化補助金に係るQ&A

No.	質問	回答
事業内容		
1	既に契約・発注をした、Wi-Fi整備費用などについては、対象にならないのか？	申請いただき、 <u>県からの交付決定の通知を受けた後に、契約・発注等したものが対象となります。</u>
2	事業（支払いを含む）はいつまでに終了すればよろしいでしょうか？	本公募分の場合は、補助対象事業について、令和3年2月末までに、工事の完成と引渡し、工事代金の支払いまでを終了していただく必要があります。なお、補助対象事業完了後は15日以内に、事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。
3	法人所在地は福岡県外だが、宿泊施設の所在地が福岡県内の場合も対象となるか？	補助を受けようとする宿泊施設の所在地が福岡県内（政令市を除く）であれば対象となります。
4	補助対象経費は税込か？	消費税及び地方消費税相当額は含みません。
5	補助の対象となる経費にはどのようなものがあるか？	宿泊施設の受入対応強化を目的に実施するための経費になります。 【対象経費の例】は、公募要領のP3.「5. 補助対象事業について」をご確認ください。 ※不明なものはお問合せください。
6	申請すれば、必ず補助金の交付を受けられるのか？	補助にあたっては、審査の上、対象を決定します。予算の範囲内で補助金交付を行うため、応募多数の場合など、申請いただいた方全員に補助金を交付できない場合があります。なお、必要な条件が整っていない場合も対象となりません。
7	申請を検討している工事内容が補助対象となるかどうか、予め教えていただくことはできますか？	事業計画の認否は、個別の申請内容を審査した上で判断します。このため、申請前の認否についてお答えすることはできません。
8	バリアフリー化を目的とした施設改修について、明確な基準はありますか？	補助対象事業の実施にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）」、「福岡県福祉のまちづくり条例（平成10年福岡県条例第4号）」等の関係法令や「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」等の宿泊施設のバリアフリー化に関する基準等を踏まえていることを原則としますが、これらの基準以外であっても、バリアフリー化の効果が高いと認められる場合は対象となり得ます。

		(事業計画書や図面等をもとに判断しますので、具体的な実施内容、その事業を実施することでのバリアフリー化の効果等についてできるだけ詳しく記載してください。)
申請手続き		
9	今年度第1期で申請を行い、交付決定を受けていますが、第2期で申請できますか？	第1期で交付決定を受けている事業者については、第1期で申請した補助事業と異なる事業であれば、申請可能です。ただし、補助上限額は、第1期と第2期の補助額の合計で、300万円です。(旅館業法対象施設) ※第1期申請の変更申請で対応できる場合もありますので、申請前に1度ご相談ください。
10	各種様式はどこで入手するのか？	福岡県のHP (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shukuhaku-hojo2.html) からダウンロードしてください。
11	メールでの申請も可能か？	メールで申請書及び必要書類を送付いただくことは可能ですが、後日原本を郵送していただく必要があります。
12	インターネットで製品を購入したため、見積書や請求書がない。補助金申請は可能か？	申請できません。申請にあたっては、見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の契約内容や支払いの確認できる帳票類を出力するなどして必ず添付ください。
13	旅館業営業許可証の住所や宿名が古いままですが、これで大丈夫ですか？	旅館業法営業許可証に記載されている宿泊施設の名称や住所等の情報が現在のものと相違している場合は、保健所で記載内容の変更手続きを行うか、同一施設であることを公的に証明できる書類(変更受理書等の保健所押印のある文書など)を添付してください。
14	交付決定は先着順でしょうか？	交付決定は先着順ではありませんが、受付した申請の交付決定額が予算の上限に達した場合は、期限を前倒して募集を終了する場合がありますので、お早目にご準備の上、余裕をもった申請をお願いします。
15	申請書の印鑑について種類の指定はありますか？	申請書の印については、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印をご利用ください。また、補助金の申請時から補助金の支払請求まで一貫して同一の印としてください。

16	他の補助金との併用は可能ですか？	同一の工事計画で、観光庁の補助金「宿泊施設バリアフリー化促進事業」「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」を受ける場合は、補助対象経費から観光庁の補助金を除外した額が、当補助金の補助対象経費となります。その他、同一の工事計画で他の補助金を受ける場合も、同様となります。
----	------------------	--